

令和 8 年 1 月 16 日

国土交通省関東地方整備局

大宮国道事務所

設計業務発注手続きについて

～電線共同溝事業において、全国初の ECI 方式による設計業務を行います～

大宮国道事務所は、国道 17 号上尾（2）電線共同溝事業の電線共同溝工事において、技術提案・交渉方式（ECI 方式）による設計業務の発注手続きを開始します。

大宮国道事務所では、国道 17 号上尾（2）電線共同溝工事において技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ「ECI 方式」）による設計業務を行います。

技術提案・交渉方式は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）第 18 条技術提案の審査及び価格等の交渉による方式によるもので、「当該公共工事の性格等により当該工事の仕様確定が困難である場合」において適用します。

なお、予定している ECI 方式における技術協力業務の発注手続き及び工事の詳細につきましては、準備が整い次第、改めてお知らせいたします。

<発表記者クラブ>

竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 埼玉県政記者クラブ さいたま市政記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 大宮国道事務所

電話：048-669-1200（代表） メール：ktr-oomiya-koho01@mlit.go.jp

副所長（技） 香田（こうだ）（内線：204）

総括保全対策官 石坂（いしざか）（内線：308）

《技術提案・交渉方式（E C I方式）の概要》

- 公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条において、工事の仕様の確定が困難である場合に適用できる「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」を規定。
- 国土交通省直轄工事において本方式を適用する際、参考となる手続等を定めたガイドラインを平成27年6月に策定（その後適用事例を踏まえ、令和7年2月に改正）。

ガイドライン本文、説明資料は国交省HPに掲載(<http://www.mlit.go.jp/tec/koushouhoushikigaido.html>)

＜主な内容＞

1. 適用工事の考え方

① 発注者が最適な仕様を設定できない工事

例：社会的に重要な路線である一方、これまでに施工された実績が無いような厳しい施工ヤードの制限や周辺交通・環境への配慮が特に必要とされることから、高度な工法等の活用が必要な立体交差化工事

② 仕様の前提となる条件の確定が困難な工事

例：現道の交通量が非常に多い交差点の立体工事で、現道交通への影響を最小化し、工期内での確実な工事実施が求められる工事

一般国道17号 上尾地区の電線共同溝で適用する理由

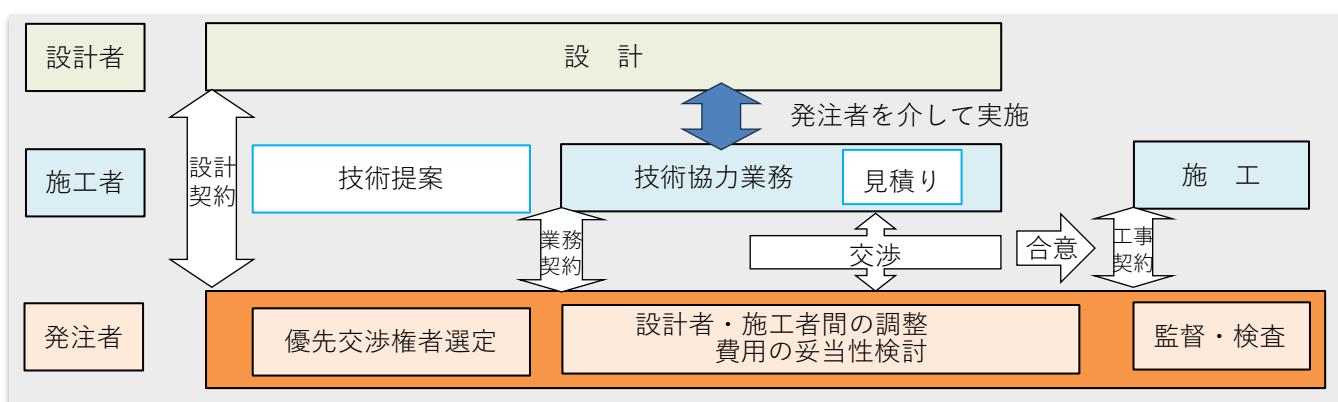
- 電線共同溝を整備するにあたり、狭小な歩道空間下で埋設物が多くあり、かつ官民境界にある側溝を車道部のコンクリート舗装の歩車道境界へ移設を行う必要があり、大型車交通も多く、かつ沿道には24時間営業の店舗やマンション等の住居が連担する箇所であり、厳しい施工ヤードの時間的制約や周辺交通・環境への配慮が求められる施工条件が厳しい現場です。
- 発注にあたり、現地の制約条件を踏まえた設計を行うには、施工者独自の高度な技術力を活用し、様々な制約条件を満足し、短期間で施工可能な移設工法や施工方法の選定が必要なことから、技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ「E C I方式」）を採用します。

2. 契約タイプを技術協力・施工タイプで実施

技術協力・施工タイプ

⇒ 優先交渉権者と基本協定を締結します。別契約の設計に提案内容を反映させながら、工法・工事価格等の交渉を行い、施工の契約を締結します。

技術協力・施工タイプにおける手続の流れ



《国道17号上尾(2)電線共同溝事業の概要》

【諸元等】

事業区間：埼玉県上尾市東町二丁目
～埼玉県上尾市本町一丁目
整備延長：2.3km (道路延長：1.3km)
沿道状況：DID、準住居地域

【現地状況写真】



【位置図】



【平面図】



【スケジュール】

○設計業務

[件名：R7大宮国道管内電線共同溝修正設計他業務]

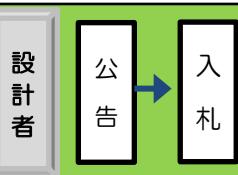
- ・入札公告：令和8年1月16日（金）
- ・入札日：令和8年3月16日（月）
- ・工期：契約締結の翌日から令和8年9月30日

○技術協力業務及び工事

- ・国道17号上尾(2)電線共同溝事業における電線共同溝工事を対象とする予定
- ・詳細は、準備が整い次第、お知らせします

【全体スケジュールのイメージ】

R 8. 1 R 8. 3



■設計業務実施者のメリット：
工事契約後の三者会議が省略できます

■工事施工者のメリット：
技術提案事項が反映された施工計画となり、手戻りがなくなります

